

(別紙)

食品表示基準Q & A (新旧対照表)

改正後 (新)	改正前 (旧)
<p>食品表示基準Q &amp; A (平成27年 3月30日消食表第140号)</p> <p>目次</p> <p>はじめに～ (加工-156) (略)</p> <p>(加工-157) 製品の原産国について教えてください。また、(加工-156) でいう「輸入された製品について、国内で商品の内容について実質的な変更をもたらす行為が施されていない製品」とはどのような製品ですか。</p> <p>(加工-158) ～ (加工-208) (略)</p> <p>(加工-209) 「特色のある原材料」に該当するとされた (加工-208) の「⑥ 品種名等」及び「⑦ 銘柄名、ブランド名、商品名」の具体的な範囲を教えてください。</p> <p>(加工-210) ～ (添加物-2) (略)</p> <p>(添加物-3) 2種以上のタール色素を混合した場合、原色素の純度は化学的に100パーセントではあり得ませんが、原色素の配合重量パーセントを表示すればよいのですか。例えば、純度85パーセントの食用赤色2号50パーセントと純度85パーセントの食用青色1号50パーセントを混合した場合、配合重量パーセントを解して「食用赤色2号50パーセント食用青色1号50パーセント」と表示して差し支えありませんか。</p> <p>(雑則-1) ～ (雑則-6) (略)</p> <p>別添 製造所固有記号～別添 ゲノム編集技術応用食品に関する事項 (略)</p> <p>別添 原料原産地表示 (別表15の1～6)</p> <p>(全般-1) ～ (全般-6)</p> <p>(全般-7) インストア加工した一般用加工食品を販売する際、原料原産地表示は必要ですか。((加工-196) と同じ。)</p>	<p>食品表示基準Q &amp; A (平成27年 3月30日消食表第140号)</p> <p>目次</p> <p>はじめに～ (加工-156) (略)</p> <p>(加工-157) 製品の原産国について教えてください。また、(加工-155) でいう「輸入された製品について、国内で商品の内容について実質的な変更をもたらす行為が施されていない製品」とはどのような製品ですか。</p> <p>(加工-158) ～ (加工-208) (略)</p> <p>(加工-209) 「特色のある原材料」に該当するとされた (加工-207) の「⑥ 品種名等」及び「⑦ 銘柄名、ブランド名、商品名」の具体的な範囲を教えてください。</p> <p>(加工-210) ～ (添加物-2) (略)</p> <p>(添加物-3) 2種以上のタール色素を混合した場合、原色素の純度は化学的に100パーセントではあり得ませんが、原色素の配合重量パーセントを表示すればよいのですか。例えば、純度80パーセントの食用赤色1号50パーセントと純度80パーセントの食用青色1号50パーセントを混合した場合、配合重量パーセントを解して「食用赤色1号50パーセント食用青色1号50パーセント」と表示して差し支えありませんか。</p> <p>(雑則-1) ～ (雑則-6) (略)</p> <p>別添 製造所固有記号～別添 ゲノム編集技術応用食品に関する事項 (略)</p> <p>別添 原料原産地表示 (別表15の1～6)</p> <p>(全般-1) ～ (全般-6)</p> <p>(全般-7) インストア加工した一般用加工食品を販売する際、原料原産地表示は必要ですか。((加工-195) と同じ。)</p>

(全般－8)～(表示方法－10) (略)

別添 新たな原料原産地表示制度～別添 食品添加物の不使用表示に関するガイドライン (略)

はじめに～(総則－21) (略)

(総則－22) 保健機能食品やいわゆる健康食品の制度については、他に参照すべきQ&A等がありますか。

(答)

特定保健用食品及びいわゆる健康食品については、「特定保健用食品の表示許可等について」(平成26年10月30日消食表第259号)、「特定保健用食品に関する質疑応答集」(平成28年1月8日消食表第5号)等も参照してください。

(総則－23)～(加工－131) (略)

(加工－132)「乳児用規格適用食品」である旨の表示は、他にどのような文言で表示することが可能ですか。

(答)

1 (略)

2 なお、「乳児用規格食品」や「乳児用規格」などのように、「適用」という文言が入っていないものは表示できません。(加工－133参照)

(加工－133)～(加工－156) (略)

(加工－157) 製品の原産国について教えてください。また、(加工－156)でいう「輸入された製品について、国内で商品の内容について実質的な変更をもたらす行為が施されていない製品」とはどのような製品ですか。

(答)

(略)

(加工－158) (略)

(加工－159) 加工食品を輸入し、国内で小分け包装や詰め合わせをした製品にはどのような表示が必要ですか。

(答)

単なる小分け包装や詰め合わせは、「商品の内容について実質的な変更をもたらす行為」に該当しないため、製品輸入された製品と同様に、「商品の内容につ

(全般－8)～(表示方法－10) (略)

別添 新たな原料原産地表示制度～別添 食品添加物の不使用表示に関するガイドライン (略)

はじめに～(総則－21) (略)

(総則－22) 保健機能食品やいわゆる健康食品の制度については、他に参照すべきQ&A等がありますか。

(答)

特定保健用食品及びいわゆる健康食品については、「特定保健用食品の表示許可等について」(令和元年9月9日消食表第269号)、「特定保健用食品に関する質疑応答集」(平成28年1月8日消食表第5号)等も参照してください。

(総則－23)～(加工－131) (略)

(加工－132)「乳児用規格適用食品」である旨の表示は、他にどのような文言で表示することが可能ですか。

(答)

1 (略)

2 なお、「乳児用規格食品」や「乳児用規格」などのように、「適用」という文言が入っていないものは表示できません。(加工－132参照)

(加工－133)～(加工－156) (略)

(加工－157) 製品の原産国について教えてください。また、(加工－155)でいう「輸入された製品について、国内で商品の内容について実質的な変更をもたらす行為が施されていない製品」とはどのような製品ですか。

(答)

(略)

(加工－158) (略)

(加工－159) 加工食品を輸入し、国内で小分け包装や詰め合わせをした製品にはどのような表示が必要ですか。

(答)

単なる小分け包装や詰め合わせは、「商品の内容について実質的な変更をもたらす行為」に該当しないため、製品輸入された製品と同様に、「商品の内容につ

いて実質的な変更をもたらす行為」が行われた国を原産国として表示する必要があります。

また、この場合、(加工-118)のように小分け包装や詰め合わせを行った業者が表示責任者となる場合は、輸入者を表示責任者として表示する必要はありません。

(加工-160)～(加工-162) (略)

(加工-163) A国から甲社がバルク輸入した「うなぎ蒲焼き」を乙社が加工せずに最終包装し、丙社が表示内容を含めて責任を持ち販売した場合の表示方法を教えてください。

(答)

(加工-162)と同様の状況ですが、丙社が表示内容に責任を持つ旨乙社との間で合意がなされている場合には、丙社が当該表示内容に責任を持つことを前提として販売者として表示することができます。なお、この場合であっても、加工所の所在地及び加工者(乙社)の氏名又は名称の表示が必要です。

(加工-164)～(加工-203) (略)

(加工-204) 食品表示基準第7条「特色のある原材料等に関する事項」について、本規定の目的と概要を教えてください。

(答)

1・2 (略)

3 表示する割合は、表示する特色のある原材料の

① 製品に占める割合

② 特色のある原材料と同一の種類の原材料に占める割合

のいずれかです。どちらの割合を表示するかについては、(加工-213)を参照してください。なお、使用割合が100%の場合は割合表示を省略することができます。

4 また、3②の割合を表示する場合には、同一の種類の原材料に占める割合である旨を表示する必要があります。具体的には(加工-213)を参照してください。

5 (略)

(加工-205) 特色のある原材料の表示についての経緯を教えてください。

(答)

平成18年8月に加工食品品質表示基準は以下のように改正され、その後食品表

いて実質的な変更をもたらす行為」が行われた国を原産国として表示する必要があります。

また、この場合、(加工-117)のように小分け包装や詰め合わせを行った業者が表示責任者となる場合は、輸入者を表示責任者として表示する必要はありません。

(加工-160)～(加工-162) (略)

(加工-163) A国から甲社がバルク輸入した「うなぎ蒲焼き」を乙社が加工せずに最終包装し、丙社が表示内容を含めて責任を持ち販売した場合の表示方法を教えてください。

(答)

(加工-161)と同様の状況ですが、丙社が表示内容に責任を持つ旨乙社との間で合意がなされている場合には、丙社が当該表示内容に責任を持つことを前提として販売者として表示することができます。なお、この場合であっても、加工所の所在地及び加工者(乙社)の氏名又は名称の表示が必要です。

(加工-164)～(加工-203) (略)

(加工-204) 食品表示基準第7条「特色のある原材料等に関する事項」について、本規定の目的と概要を教えてください。

(答)

1・2 (略)

3 表示する割合は、表示する特色のある原材料の

① 製品に占める割合

② 特色のある原材料と同一の種類の原材料に占める割合

のいずれかです。どちらの割合を表示するかについては、(加工-212)を参照してください。なお、使用割合が100%の場合は割合表示を省略することができます。

4 また、3②の割合を表示する場合には、同一の種類の原材料に占める割合である旨を表示する必要があります。具体的には(加工-212)を参照してください。

5 (略)

(加工-205) 特色のある原材料の表示についての経緯を教えてください。

(答)

平成18年8月に加工食品品質表示基準は以下のように改正され、その後食品表

示基準に移行されました。

特色のある原材料の表示についての見直しのポイントは以下のとおりです。

- ① 特色のある原材料の具体例を提示（加工－[208](#)参照）
- ② 割合表示の単位として「%」の他「割」も可能である旨を明確化（加工－[215](#)参照）
- ③ やむを得ぬ事情により使用割合が変動する場合、「〇〇%以上」のような幅を持たせた表示を容認（加工－[216](#)参照）

（加工－206）～（加工－208） （略）

（加工－209）「特色のある原材料」に該当するとされた（加工－[208](#)）の「⑥ 品種名等」及び「⑦ 銘柄名、ブランド名、商品名」の具体的な範囲を教えてください。

（答）

（略）

（加工－210）次のように表示する場合、特色のある原材料の表示に該当しますか。

- ① 「黒糖使用」
- ② 「青のりたっぷり」
- ③ 「炭焼き焙煎麦使用」
- ④ 「キリマンジャロブレンド」

（答）

1 （略）

2 ①～③ （略）

④ （加工－[208](#)）の1①～⑦に該当する原材料であっても、他法令等に基づいて表示を行う場合には特色のある原材料の規定により割合を表示する必要はありません。

「キリマンジャロ」というコーヒーの銘柄自体は（加工－[208](#)）の1⑦に該当しますが、レギュラーコーヒー又はインスタントコーヒーに対して「レギュラーコーヒー及びインスタントコーヒーの表示に関する公正競争規約」に表示方法が定められていますので、これに従って表示を行ってください。

（加工－211）・（加工－212） （略）

（加工－213）特色のある原材料の割合表示として、

- ① 製品に占める割合
  - ② 特色のある原材料と同一の種類原材料に占める割合
- のいずれを表示すればよいのですか。

示基準に移行されました。

特色のある原材料の表示についての見直しのポイントは以下のとおりです。

- ① 特色のある原材料の具体例を提示（加工－[207](#)参照）
- ② 割合表示の単位として「%」の他「割」も可能である旨を明確化（加工－[214](#)参照）
- ③ やむを得ぬ事情により使用割合が変動する場合、「〇〇%以上」のような幅を持たせた表示を容認（加工－[215](#)参照）

（加工－206）～（加工－208） （略）

（加工－209）「特色のある原材料」に該当するとされた（加工－[207](#)）の「⑥ 品種名等」及び「⑦ 銘柄名、ブランド名、商品名」の具体的な範囲を教えてください。

（答）

（略）

（加工－210）次のように表示する場合、特色のある原材料の表示に該当しますか。

- ① 「黒糖使用」
- ② 「青のりたっぷり」
- ③ 「炭焼き焙煎麦使用」
- ④ 「キリマンジャロブレンド」

（答）

1 （略）

2 ①～③ （略）

④ （加工－[207](#)）の1①～⑦に該当する原材料であっても、他法令等に基づいて表示を行う場合には特色のある原材料の規定により割合を表示する必要はありません。

「キリマンジャロ」というコーヒーの銘柄自体は（加工－[207](#)）の1⑦に該当しますが、レギュラーコーヒー又はインスタントコーヒーに対して「レギュラーコーヒー及びインスタントコーヒーの表示に関する公正競争規約」に表示方法が定められていますので、これに従って表示を行ってください。

（加工－211）・（加工－212） （略）

（加工－213）特色のある原材料の割合表示として、

- ① 製品に占める割合
  - ② 特色のある原材料と同一の種類原材料に占める割合
- のいずれを表示すればよいのですか。

(答)

1 (略)

2 (加工-208)に掲げた特色のある原材料の特徴から、基本的には②の考え方にに基づき、同一の種類原材料に占める割合を表示すべきと考えます。例えば、米としてコシヒカリと日本晴を使用している「炊き込みご飯のレトルトパウチ」において、コシヒカリを使用していることを表示する場合、以下の2つの方法が考えられます。

【方法1】強調表示部分において「米に占める割合」であることを明記  
(例1)「コシヒカリ50%使用(米に占める割合)」  
(例2)「この商品に使用されている米のうちコシヒカリは50%です」

【方法2】一括表示部分の原材料名欄において割合表示  
(例)「原材料名うち米(コシヒカリ50%)、…」

注) 特色のある原材料の割合の表示は、消費者が誤認しないという観点から強調した箇所の全てに表示する必要があると考えます。

3・4 (略)

(加工-214)～(加工-298) (略)

(加工-299) 業務用加工食品には、原料原産地表示に関し、表示が必要な事項がありますか。

(答)

1～4 (略)

5 また、上記とは別に、輸入後に国内で「製品の内容について実質的な変更をもたらす行為」が施されない業務用加工食品については、当該業務用加工食品の原産国表示が必要です。(「食品表示基準Q&A(加工-156)及び(加工-157)」参照)

(加工-300)～(加工-312) (略)

(加工-313) 業務用加工食品に栄養成分の表示をする場合は、一般用加工食品と同じように表示しなければならないのですか。

(答)

そのとおりです。詳細な表示の方法については(加工-105)から(加工-111)まで、表示の方式等については(加工-258)から(加工-263)までを御参照く

(答)

1 (略)

2 (加工-207)に掲げた特色のある原材料の特徴から、基本的には②の考え方にに基づき、同一の種類原材料に占める割合を表示すべきと考えます。例えば、米としてコシヒカリと日本晴を使用している「炊き込みご飯のレトルトパウチ」において、コシヒカリを使用していることを表示する場合、以下の2つの方法が考えられます。

【方法1】強調表示部分において「米に占める割合」であることを明記  
(例1)「コシヒカリ50%使用(米に占める割合)」  
(例2)「この商品に使用されている米のうちコシヒカリは50%です」

【方法2】一括表示部分の原材料名欄において割合表示  
(例)「原材料名うち米(コシヒカリ50%)、…」

注) 特色のある原材料の割合の表示は、消費者が誤認しないという観点から強調した箇所の全てに表示する必要があると考えます。

3・4 (略)

(加工-214)～(加工-298) (略)

(加工-299) 業務用加工食品には、原料原産地表示に関し、表示が必要な事項がありますか。

(答)

1～4 (略)

5 また、上記とは別に、輸入後に国内で「製品の内容について実質的な変更をもたらす行為」が施されない業務用加工食品については、当該業務用加工食品の原産国表示が必要です。(「食品表示基準Q&A(加工-155)及び(加工-156)」参照)

(加工-300)～(加工-312) (略)

(加工-313) 業務用加工食品に栄養成分の表示をする場合は、一般用加工食品と同じように表示しなければならないのですか。

(答)

そのとおりです。詳細な表示の方法については(加工-104)から(加工-110)まで、表示の方式等については(加工-258)から(加工-263)までを御参照く

ださい。

(加工-314) ~ (生鮮-9) (略)

(生鮮-10) 魚介類の名称について、どのように表示すればよいですか。

(答)

1 (略)

2 当ガイドラインは、「生鮮魚介類の小売販売を行う事業者等に対し、食品表示基準に基づき魚介類の名称を表示し、又は情報として伝達する際に参考となる考え方や事例を示すもの」です。

3 このため、当ガイドライン別表の標準和名又は一般的名称例に記載のない名称であっても、国語辞典、百科事典、公的機関による刊行物等での使用例に基づき表示することも差し支えありません。

4 一方で、当ガイドラインの中で表示すべきではないとされている魚種名を表示することは不適切です。

詳細は、別添の「魚介類の名称のガイドライン」を参照願います。

(生鮮-11) 別添の「魚介類の名称のガイドライン」の策定の経緯を教えてください。

(答)

1 ~ 5 (略)

6 近年、新たな魚種の輸入・流通の拡大、分類学的研究の発展による名称の変更など、魚介類の名称をめぐる状況が変化していることを受け、魚介類のうち魚類については、令和元年7月から検討を行い、令和2年に所要の改正を行いました。さらに、甲殻類については、令和3年9月から検討を行い、令和4年に所要の改正を行いました。

(生鮮-12) ~ (生鮮-28) (略)

(生鮮-29) 「水域名の表示が困難な場合にあつては、水揚げした港が属する都道府県名の表示に代えることができる」とは具体的にどのような場合ですか。

(答)

水揚げした港又は水揚げした港が属する都道府県名をもって水域名の表示に代えることができる場合は、水域をまたがって漁をする場合等水域名の表示が困難な場合です。

ださい。

(加工-314) ~ (生鮮-9) (略)

(生鮮-10) 魚介類の名称について、どのように表示すればよいですか。

(答)

1 (略)

2 別添の「魚介類の名称のガイドライン」は、「生鮮魚介類の小売販売を行う事業者等に対し、食品表示基準に基づき魚介類の名称を表示し、又は情報として伝達する際に参考となる考え方や事例を示すもの」です。

(新設)

このため、当該ガイドラインの中で表示すべきではないとされている魚種名を表示することは不適切です。

詳細は、別添の「魚介類の名称のガイドライン」を参照願います。

(生鮮-11) 別添の「魚介類の名称のガイドライン」の策定の経緯を教えてください。

(答)

1 ~ 5 (略)

(新設)

(生鮮-12) ~ (生鮮-28) (略)

(生鮮-29) 「水域名の表示が困難な場合にあつては、水揚げした港が属する都道府県名の表示に代えることができる」とは具体的にどのような場合ですか。

(答)

水揚げした港又は水揚げした港が属する都道府県名をもって水域名の表示に代えることができる場合は、水域をまたがって漁をする場合等水域名の表示が困難な場合です。

水域名の表示は、魚種により広範囲に回遊するもの、沿岸にいるもの等がすべて一律に規定できないことから、魚種ごとにこのような特性を踏まえ、(生鮮-28)に沿って、一般消費者の選択に資する水域名を表示すべきものと考えています。

(生鮮-30) ~ (添加物-2) (略)

(添加物-3) 2種以上のタール色素を混合した場合、原色素の純度は化学的に100パーセントではあり得ませんが、原色素の配合重量パーセントを表示すればよいのですか。例えば、純度85パーセントの食用赤色2号50パーセントと純度85パーセントの食用青色1号50パーセントを混合した場合、配合重量パーセントを解して「食用赤色2号50パーセント食用青色1号50パーセント」と表示して差し支えありませんか。

(答)

(略)

(雑則-1)・(雑則-2) (略)

(雑則-3) 表示の根拠となる書類は、どの程度の期間保存する必要があるのですか。

(答)

少なくとも、食品が製造されてから消費されるまでの間、表示に関する書類を保存する必要があると考えます。それぞれの事業者等が取り扱う食品の流通、消費の実態等に応じ、自らの表示に対する立証責任を果たせるよう、合理的な保存期間(例えば、賞味期限が3年の食品であれば、少なくとも3年)を設定していただくことが望ましいと考えています。

なお、原料原産地表示のうち、「又は表示」、「大括り表示」等を使用できる条件として求められる根拠資料等の保管期間については、(別添新たな原料原産地表示制度(原原-40))を参照してください。

(雑則-4) ~ (雑則-6) (略)

別添 製造所固有記号

(固有記号-1) ~ (固有記号-16) (略)

(固有記号-17) 食品表示基準第3条第1項の規定に基づき、製造所固有記号を表示する場合に、別途次の項目のいずれかを表示する必要がありますが、具体的な表示方法を教えてください。

① 製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称の情報の提供を求めら

水域名の表示は、魚種により広範囲に回遊するもの、沿岸にいるもの等がすべて一律に規定できないことから、魚種ごとにこのような特性を踏まえ、(生鮮-27)に沿って、一般消費者の選択に資する水域名を表示すべきものと考えています。

(生鮮-30) ~ (添加物-2) (略)

(添加物-3) 2種以上のタール色素を混合した場合、原色素の純度は化学的に100パーセントではあり得ませんが、原色素の配合重量パーセントを表示すればよいのですか。例えば、純度80パーセントの食用赤色1号50パーセントと純度80パーセントの食用青色1号50パーセントを混合した場合、配合重量パーセントを解して「食用赤色1号50パーセント食用青色1号50パーセント」と表示して差し支えありませんか。

(答)

(略)

(雑則-1)・(雑則-2) (略)

(雑則-3) 表示の根拠となる書類は、どの程度の期間保存する必要があるのですか。

(答)

少なくとも、食品が製造されてから消費されるまでの間、表示に関する書類を保存する必要があると考えます。それぞれの事業者等が取り扱う食品の流通、消費の実態等に応じ、自らの表示に対する立証責任を果たせるよう、合理的な保存期間(例えば、賞味期限が3年の食品であれば、少なくとも3年)を設定していただくことが望ましいと考えています。

なお、原料原産地表示のうち、「又は表示」、「大括り表示」等を使用できる条件として求められる根拠資料等の保管期間については、(別添新たな原料原産地表示制度(原原-39))を参照してください。

(雑則-4) ~ (雑則-6) (略)

別添 製造所固有記号

(固有記号-1) ~ (固有記号-16) (略)

(固有記号-17) 食品表示基準第3条第1項の規定に基づき、製造所固有記号を表示する場合に、別途次の項目のいずれかを表示する必要がありますが、具体的な表示方法を教えてください。

① 製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称の情報の提供を求めら

れたときに回答する者の連絡先

② 製造所固有記号が表す製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を表示したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）

③ 当該製品を製造している全ての製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称及び製造所固有記号

(答)

(加工-112) の表示例の「お客様ダイヤル」や「当社ウェブアドレス」がそれぞれ、質問中①や②に該当すれば、表示されているとみなされます。また、(加工-257) の①ウ又は②ウの表示例についても同様に、質問中③の表示に該当します。

なお、上記①、②については一括表示枠外に同様の内容を表示することも可能ですが、この場合、一括表示に近接した箇所に表示することが望ましいです。

表示例は、以下のとおりです。

1～4 (略)

(固有記号-18)～(固有記号-50) (略)

別添 食品の栄養成分データベースの構築ガイドライン～別添 ゲノム編集技術  
応用食品に関する事項 (略)

別添 原料原産地表示 (別表15の1～6)

(全般-1)～(全般-6) (略)

(全般-7) インストア加工した一般用加工食品を販売する際、原料原産地表示は必要ですか。(加工-196)と同じ。)

(答)  
(略)

(全般-8)～(表示方法-10) (略)

別添 新たな原料原産地表示制度

(原原-1)～(原原-43) (略)

(原原-44) 輸入された中間加工原材料について国内で行う行為の中で、「国内製造」とならない行為には、どのようなものがありますか。

れたときに回答する者の連絡先

② 製造所固有記号が表す製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を表示したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）

③ 当該製品を製造している全ての製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称及び製造所固有記号

(答)

(加工-111) の表示例の「お客様ダイヤル」や「当社ウェブアドレス」がそれぞれ、質問中①や②に該当すれば、表示されているとみなされます。また、(加工-257) の①ウ又は②ウの表示例についても同様に、質問中③の表示に該当します。

なお、上記①、②については一括表示枠外に同様の内容を表示することも可能ですが、この場合、一括表示に近接した箇所に表示することが望ましいです。

表示例は、以下のとおりです。

1～4 (略)

(固有記号-18)～(固有記号-50) (略)

別添 食品の栄養成分データベースの構築ガイドライン～別添 ゲノム編集技術  
応用食品に関する事項 (略)

別添 原料原産地表示 (別表15の1～6)

(全般-1)～(全般-6) (略)

(全般-7) インストア加工した一般用加工食品を販売する際、原料原産地表示は必要ですか。(加工-195)と同じ。)

(答)  
(略)

(全般-8)～(表示方法-10) (略)

別添 新たな原料原産地表示制度

(原原-1)～(原原-43) (略)

(原原-44) 輸入された中間加工原材料について国内で行う行為の中で、「国内製造」とならない行為には、どのようなものがありますか。



(答)

1・2 (略)

3 「製品の内容についての実質的な変更をもたらす行為」とは、製品として輸入品であることを示す「原産国名」表示での考え方と同様です。(食品表示基準Q&A加工-156、157参照)

4 (略)

(原原-45)～(原原-51) (略)

(原原-52) 業務用加工食品には、原料原産地表示に関し、表示が必要な事項がありますか。

(答)

1～4 (略)

5 また、上記とは別に、輸入後に国内で「製品の内容について実質的な変更をもたらす行為」が施されていない業務用加工食品については、当該業務用加工食品の原産国表示が必要です。(食品表示基準Q&A加工-156、157参照)

(原原-53)～(原原-69) (略)

別添 弁当・総菜に係る表示・別添 生食用牛肉に関する事項 (略)

別添 魚介類の名称のガイドライン

(生鮮食品)～(加工食品) (略)

(別表1)

国産の生鮮魚介類の名称例

種・亜種の標準和名	左欄に代わる一般的名称例	学名(種名)	備考
<b>【魚類】</b>			
(略)	(略)	(略)	(略)
<b>【貝類】</b>			
(略)	(略)	(略)	(略)
<b>【頭足類】</b>			
(略)	(略)	(略)	
<b>【甲殻類】</b>			
クマエビ	—	<i>Penaeus semisulcatus</i>	

(答)

1・2 (略)

3 「製品の内容についての実質的な変更をもたらす行為」とは、製品として輸入品であることを示す「原産国名」表示での考え方と同様です。(食品表示基準Q&A加工-155、156参照)

4 (略)

(原原-45)～(原原-51) (略)

(原原-52) 業務用加工食品には、原料原産地表示に関し、表示が必要な事項がありますか。

(答)

1～4 (略)

5 また、上記とは別に、輸入後に国内で「製品の内容について実質的な変更をもたらす行為」が施されていない業務用加工食品については、当該業務用加工食品の原産国表示が必要です。(食品表示基準Q&A加工-155、156参照)

(原原-53)～(原原-69) (略)

別添 弁当・総菜に係る表示・別添 生食用牛肉に関する事項 (略)

別添 魚介類の名称のガイドライン

(生鮮食品)～(加工食品) (略)

(別表1)

国産の生鮮魚介類の名称例

種・亜種の標準和名	左欄に代わる一般的名称例	学名(種名)	備考
<b>【魚類】</b>			
(略)	(略)	(略)	(略)
<b>【貝類】</b>			
(略)	(略)	(略)	(略)
<b>【頭足類】</b>			
(略)	(略)	(略)	
<b>【甲殻類】</b>			
クマエビ	—	<i>Penaeus semisulcatus</i>	

ウシエビ	ブラックタイガー	<i>Penaeus monodon</i>	
クルマエビ	—	<i>Penaeus japonicus</i>	
コウライエビ	タイショウエビ	<i>Penaeus chinensis</i>	
サクラエビ	—	<i>Lucensoergia lucens</i>	
(略)	(略)	(略)	
ボタンエビ	—	<i>Pandalus nipponensis</i>	
ホッカイエビ	ホッカイシマエビ	<i>Pandalus latirostlis</i>	
ホッコクアカエビ	アマエビ、ナンバンエビ	<i>Pandalus eous</i>	
トヤマエビ	タラハエビ、ホタテエビ (トヤマエビ)	<i>Pandalus hypsinotus</i>	
イセエビ	—	<i>Panulirus japonicus</i>	
ゴシキエビ	—	<i>Panulirus versicolor</i>	
ニシキエビ	—	<i>Panulirus ornatus</i>	
タラバガニ	—	<i>Paralithodes camtschatica</i>	
アブラガニ	—	<i>Paralithodes platypus</i>	
ハナサキガニ	—	<i>Paralithodes brevipes</i>	
イバラガニ	—	<i>Lithodes turritus</i>	
ズワイガニ	—	<i>Chionoecetes opilio</i>	
ベニズワイガニ	—	<i>Chionoecetes japonicus</i>	
ケガニ	—	<i>Erimacrus isenbeckii</i>	
クリガニ	—	<i>Telmessus cheiragonus</i>	
ガザミ	ワタリガニ	<i>Portunus trituberculatus</i>	
ジャノメガザミ	—	<i>Portunus sanguinolentus</i>	
ヒラツメガニ	マルガニ	<i>Ovalipes punctatus</i>	
シャコ	マジヤコ	<i>Oratosquilla oratoria</i>	
トゲシャコ	ミズシャコ	<i>Harpisquilla harpax</i>	
【その他】			
(略)	(略)	(略)	

注)

- 1.・2. (略)
3. 標準和名は「日本産魚類検索 (第3版)」(中坊徹次編)、「輸入される外国産魚類の標準和名について (第9版)」(おさかな普及センター資料館年報、(31) : 4-16 (2012))、「日本近海貝類図鑑」(奥谷喬司編)、世界海産貝類大図鑑 (波部忠重・奥谷喬司監修・訳)、原色日本大型甲殻類図鑑 (三宅貞祥)、日本産エビ類の分類と生態 (林健一) 等による。
4. (略)
5. 魚類のうち、標準和名の付けられていない魚種については、消費者庁が公表する「魚介類の名称のガイドラインに係る魚類の新標準和名の提

ウシエビ	ブラックタイガー	<i>Penaeus monodon</i>	
クルマエビ	—	<i>Marsupenaeus japonicus</i>	
コウライエビ	タイショウエビ	<i>Fenneropenaeus chinensis</i>	
サクラエビ	—	<i>Sergia lucens</i>	
(略)	(略)	(略)	
ボタンエビ	—	<i>Pandalus nipponensis</i>	
ホッカイエビ	ホッカイシマエビ	<i>Pandalus latirostlis</i>	
ホッコクアカエビ	アマエビ、ナンバンエビ	<i>Pandalus eous</i>	
トヤマエビ	(新設)	<i>Pandalus hypsinotus</i>	
イセエビ	—	<i>Panulirus japonicus</i>	
(新設)	—	—	
(新設)	—	—	
タラバガニ	—	<i>Paralithodes camtschatica</i>	
アブラガニ	—	<i>Paralithodes platypus</i>	
ハナサキガニ	—	<i>Paralithodes brevipes</i>	
イバラガニ	—	<i>Lithodes turritus</i>	
ズワイガニ	—	<i>Chionoecetes opilio</i>	
ベニズワイガニ	—	<i>Chionoecetes japonicus</i>	
ケガニ	—	<i>Erimacrus isenbeckii</i>	
(新設)	—	—	
ガザミ	ワタリガニ	<i>Portunus trituberculatus</i>	
(新設)	—	—	
(新設)	—	—	
シャコ	—	<i>Oratosquilla oratoria</i>	
(新設)	—	—	
【その他】			
(略)	(略)	(略)	

注)

- 1.・2. (略)
3. 標準和名は「日本産魚類検索 (第3版)」(中坊徹次)、「輸入される外国産魚類の標準和名について (第9版)」(おさかな普及センター資料館年報、(31) : 4-16 (2012))、「日本近海貝類図鑑」(奥谷喬司)、世界海産貝類大図鑑 (波部忠重・奥谷喬司)、原色日本大型甲殻類図鑑 (三宅貞祥)、日本産エビ類の分類と生態 (林健一) 等による。
4. (略)
5. 魚類のうち、標準和名の付けられていない魚種については、消費者庁が公表する「魚介類の名称のガイドラインに係る魚類の新標準和名の提

唱手順実施要領」により、新たに標準和名を付けることを申請できる。

(別表 2)

海外漁場魚介類及び外来種の名称例

学名 (種名)	種・亜種の 標準和名	左欄に代わる 一般的名称例	使用できない 名称例	備考
【魚類】				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【貝類】				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【頭足類】				
(略)	(略)	(略)	(略)	
【甲殻類】				
<i>Pleoticus muelleri</i>	<u>アルゼンチンアカエビ</u>	<u>(削る)</u> アカエビ	—	
<i>Penaeus dourarum</i> など	—	ピンクエビ <u>(削る)</u>	<u>—</u>	
<i>Penaeus indicus</i>	インドエビ	<u>(削る)</u> ホワイトエビ	<u>—</u>	
<i>Penaeus merguensis</i>	<u>テンジククルマエビ</u>	バナナエビ <u>(削る)</u> ホワイトエビ	<u>—</u>	
<i>Penaeus vannamei</i>	シロアシエビ	<u>バナマイエビ</u>	<u>—</u>	
(削除)				
<u><i>Penaeus canaliculatus</i></u>	<u>ミナミクルマエビ</u>		<u>クルマエビ</u>	
<i>Penaeus esculentus</i>	—	イリアンタイガー オーストラリアタイガー — <u>ブラウンタイガー</u> <u>(削る)</u>	—	
<u><i>Penaeus latisulcatus</i></u>	<u>フトミツエビ</u>	キングエビ		
<u><i>Penaeus californiensis</i></u>	<u>—</u>	ブラウンエビ		
<u><i>Metapenaeus monoceros</i></u>	<u>—</u>	ブラウンエビ ピンクエビ	<u>ヨシエビ</u>	
<u><i>Metapenaeus affinis</i></u>	<u>—</u>	ブラウンエビ ピンクエビ	<u>ヨシエビ</u>	
<u><i>Metapenaeus dobsoni</i></u>	<u>—</u>	ブーバーラン	<u>ヨシエビ</u>	

唱手順実施要領」により、新たに標準和名を付けることを申請すること  
ができる。

(別表 2)

海外漁場魚介類及び外来種の名称例

学名 (種名)	種・亜種の 標準和名	左欄に代わる 一般的名称例	使用できない 名称例	備考
【魚類】				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【貝類】				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【頭足類】				
(略)	(略)	(略)	(略)	
【甲殻類】				
<i>Pleoticus muelleri</i>	<u>—</u>	<u>アルゼンチンアカエビ</u> <u>(新設)</u>	—	
<i>Penaeus dourarum</i> など	—	ピンクエビ <u>エビ</u>		
<i>Penaeus indicus</i>	インドエビ	<u>エビ</u> <u>(新設)</u>		
<i>Penaeus merguensis</i>	<u>—</u>	バナナエビ <u>エビ</u> <u>(新設)</u>		
<i>Penaeus vannamei</i>	シロアシエビ	<u>バナマイ</u>		
<u><i>Penaeus monodon</i></u>	<u>ウシエビ</u>	<u>ブラックタイガー</u>		
(新設)				
<i>Penaeus esculentus</i>	—	イリアンタイガー オーストラリアタイガー — <u>(新設)</u> <u>エビ</u>	—	
(新設)				
(新設)				
(新設)				
(新設)				
(新設)				

<i>Metapenaeus endeavouri</i>	—	エンデハールシュリン プ (* (削る)	—	* 英名	<i>Metapenaeus endeavouri</i>	—	エンデハールシュリン プ (* エビ	—	* 英名
<i>Heterocarpus laevigatus</i>	マルコシミノエビ	—	—		(新設)				
<i>Mierspenaeopsis hardwickii</i>	ナカツノスベスベ エビ	ケンエビ	—		(新設)				
<i>Solenocera koelberi</i>	ヒケナカクダヒ ケエビ	アカスエビ	—		(新設)				
<i>Pandalus borealis</i>	ホンホックアエビ	アマエビ ナンハエビ	—		(新設)				
<i>Pandalus goniurus</i>	ヘニスジエビ	—	—		(新設)				
<i>Pandalus montagui</i>	—	イソップシュリン プ (*	—	* 英名	(新設)				
<i>Pandalus platyceros</i>	アメリカホッケイエビ	(削る)	—		<i>Pandalus platyceros</i>	—	ホタンエビ	—	
<i>Hymenopenaeus aequalis</i>	ヒメクダヒケエビ	—	—		(新設)				
<i>Procambarus clarkii</i>	アメリカサリガニ		ロフスター		(新設)				
<i>Metanephrops challengerii</i>	ニュージラントア カサエビ	スキャンビー	—		(新設)				
<i>Metanephrops thomsoni</i>	ミナミアカサエビ	スキャンビー	—		(新設)				
<i>Nephrops norvegicus</i>	ヨーロッパアカサエ ビ	スキャンビー	—		(新設)				
<i>Homarus americanus</i>	アメリカンロフスター	(削る) ロフスター オマール	—		<i>Homarus americanus</i>	—	アメリカンロフスター (新設) (新設)	—	
<i>Homarus gammarus</i>	ヨーロッパアンロフス ター	ロフスター オマール	—		(新設)				
<i>Panulirus</i> 属 ( <i>Panulirus japonicus</i> 、 <i>Panulirus versicolor</i> 及 び <i>Panulirus ornatus</i> を除 く)	イセエビ属	ロフスター	—		(新設)				
(削除)					<i>Panulirus cygnus</i>	オーストラリアイセエ ビ	—	—	
<i>Jasus</i> 属	ミナミイセエビ属	ミナミイセエビ ロフスター	—		(新設)				
(削除)					<i>Jasus novaehollandiae</i>	オーストラリアミナミ イセエビ	—	—	
(削除)					<i>Jasus lalandii</i>	アフリカミナミイセエ ビ	—	—	
<i>Lithodes santolla</i>	チリハラガニ	ササンキンククラ	—		<i>Lithodes antarcticus</i>	チリハラガニ	—	—	

		フ		
<u><i>Lithodes maja</i></u>	ホソイハラガニ	ノルウェーキングクラブ(*)	ノルウェーハラバガニ	*英名
<u><i>Lithodes aequispinus</i></u>	イハラガニモトキ	イハラガニ ゴールデンキング クラブ(*)	ニ	*英名
<u><i>Chionoecetes bairdi</i></u>	オズワイクニ	ズワイクニ(ハル ダイ種)	ニ	
<u><i>Chionoecetes angulatus</i></u>	トケズワイクニ	ニ	ニ	
<u><i>Hyas araneus</i></u>	ヒキガニモトキ	トートクラブ	ニ	
<u><i>Cancer borealis</i></u>	ニ	シヨナークラブ (*)	イヨウガニ	*英名
<u><i>Cancer irroratus</i></u>	ニ	ロククラブ	イヨウガニ	
<u><i>Portunus pelagicus</i></u>	タイワカガサミ	ワタリガニ	ニ	
<u><i>Portunus segnis</i></u>	ニ	ワタリガニ	ニ	
<u><i>Monomia haani</i></u>	イホガサミ	ワタリガニ	ニ	
<u><i>Chaceon maritae</i></u>	アフリカオオエノコウ ガニ	ニ	ズワイクニ	

注)

2. (略)
3. 標準和名は「日本産魚類検索(第3版)」(中坊徹次編)、「輸入される外国産魚類の標準和名について(第9版)」(おさかな普及センター資料館年報、(31):4-16(2012))、「日本近海貝類図鑑」(奥谷喬司編)、世界海産貝類大図鑑(波部忠重・奥谷喬司監修・訳)、原色日本大型甲殻類図鑑(三宅貞祥)、日本産エビ類の分類と生態(林健一)等による。  
なお、原則として、複数の標準和名が提唱されている魚種については、先に提唱された名称を標準和名として採用している。
4. 一般的名称例は、本表に記載のない名称でも、標準和名よりも広く一般に使用されている名称があれば、国語事典、百科事典、公的機関による刊行物等での使用例に基づき表示できる。  
また、魚類及び甲殻類については、国際的に広く認められているデータベース(FishBase(<https://www.fishbase.de/home.htm>))、SeaLifeBase(<https://www.sealifebase.ca/search.php>)、WoRMS(<https://www.marinespecies.org/>)等の登録名に基づき表示できる。
5. 魚類のうち、標準和名の付けられていない魚種については、消費者庁が公表する「魚介類の名称のガイドラインに係る魚類の新標準和名の提唱手順実施要領」により、新たに標準和名を付けることを申請できる。

(新設)
(新設)
(新設)
(新設)
(新設)
(新設)
(新設)
(新設)
(新設)
(新設)
(新設)
(新設)

注)

2. (略)
3. 標準和名は「日本産魚類検索(第3版)」(中坊徹次)、「輸入される外国産魚類の標準和名について(第9版)」(おさかな普及センター資料館年報、(31):4-16(2012))、「日本近海貝類図鑑」(奥谷喬司)、世界海産貝類大図鑑(波部忠重・奥谷喬司)、原色日本大型甲殻類図鑑(三宅貞祥)、日本産エビ類の分類と生態(林健一)等による。  
なお、原則として、複数の標準和名が提唱されている魚種については、先に提唱された名称を標準和名として記載している。
4. 一般的名称例は、本表に記載のない名称でも、標準和名よりも広く一般に使用されている名称があれば、国語事典、百科事典、公的機関による刊行物等での使用例に基づき表示できる。  
また、魚類については、国際的に広く認められているデータベース(FishBase(<https://www.fishbase.de/home.htm>))等の登録名に基づき表示できる。
5. 魚類のうち、標準和名の付けられていない魚種については、消費者庁が公表する「魚介類の名称のガイドラインに係る魚類の新標準和名の提唱手順実施要領」により、新たに標準和名を付けることを申請することができる。

別添 玄米及び精米に関する事項・別添 食品添加物の不使用表示に関するガイドライン (略)

別添 玄米及び精米に関する事項・別添 食品添加物の不使用表示に関するガイドライン (略)